

写

21文科ス第6004号
平成21年4月1日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 會 會
各 都 道 府 県 知 事 長
各 指 定 都 市 市 長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 專 門 学 校 長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長

殿

文部科学省スポーツ・青少年局長
山 中 伸



学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備
に関する政令等の施行について（通知）

さきの第169回国会において成立した「学校保健法等の一部を改正する法律（平成20年法律第73号）」（以下「改正法」という。）の改正の概要等については、既に平成20年7月9日付け20文科ス第522号文部科学省スポーツ・青少年局長通知により通知したところですが、このたび、別添1及び別添2のとおり、「学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成21年政令第53号）」（平成21年3月25日公布）及び「学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成21年文部科学省令第10号）」（平成21年3月31日公布）が公布され、改正法とあわせて平成21年4月1日から施行されました。

改正の概要については下記のとおりですので、関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、適切な対応をお願いするとともに、各都道府県教育委員会におかれましては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれましては所轄の学校（専修学校を含む。）及び学校法人等に対して、各国立大学長におかれましては附属学校に対する周知を図るようお願いします。

なお、改正法並びに改正した政令及び省令の関係資料は、文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

記

第1 政令改正の概要

一 学校保健法施行令（昭和33年政令第174号）の一部改正

（1）政令名について

改正法において、法律の題名が「学校保健法」から「学校保健安全法」に改められたことを踏まえ、政令の題名を「学校保健法施行令」から「学校保健安全法施行令」に改めたこと。（題名関係）

（2）その他

改正法における条項移動に伴う整理等の所要の改正を行ったこと。

二 学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）の一部改正

改正法における条項移動に伴う整理等の所要の改正を行ったこと。

三 へき地教育振興法施行令（昭和29年政令第210号）の一部改正

改正法において、学校保健法第3条の学校環境衛生に係る規定が削除され、学校における環境衛生の維持改善について、学校環境衛生基準に照らして行われるものについては学校保健安全法第6条第2項及び第3項に、学校給食衛生管理基準に照らして行われるものについては、学校給食法第9条第2項及び第3項に、それぞれ分けて規定された。

これを踏まえ、学校環境衛生の維持改善を図るために必要な検査を行う場合における薬剤師の派遣に関する国が補助する場合の経費の範囲を、学校保健安全法第6条第2項及び第3項の規定に基づく環境衛生の維持改善並びに学校給食法第9条第2項及び第3項の規定に基づく学校給食の衛生管理のために必要な検査を行う場合における薬剤師の派遣に必要な経費としたこと。なお、本改正により、薬剤師の派遣に関して国が補助する経費の範囲に従前と変更はないこと。（第1条関係）

四 その他

学校保健法及び学校給食法並びに学校保健法施行令の規定を引用している以下の政令について、改正法における条項移動に伴う整理等の所要の改正を行ったこと。

- ① 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）
- ② 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）
- ③ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和33年政令第202号）
- ④ 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）
- ⑤ 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和48年政令第327号）
- ⑥ 文部科学省組織令（平成12年政令第251号）
- ⑦ 消費税法施行令（昭和63年政令第360号）
- ⑧ 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成16年政令第157号）
- ⑨ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第2 省令改正の概要

一 学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号）の一部改正

（1）省令名について

改正法において、法律の題名が「学校保健法」から「学校保健安全法」に改められたことを踏まえ、省令の題名を「学校保健法施行規則」から「学校保健安全法施行規則」に改めたこと。（題名関係）

（2）全体構成について

改正法における学校保健法の章立ての改正を踏まえ、規定順を学校保健、学校安全の順に改めたこと。（目次関係）

（3）環境衛生検査について

改正法において、文部科学大臣は学校における環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（学校環境衛生基準）を定めるものとし、学校の設置者は当該基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならないこととされた。また、当該基準に照らし、適正を欠く事項があると認めた場合の校長の改善措置について、法律上、新たに規定が設けられた。

これらを踏まえ、学校保健安全法第5条に規定する環境衛生検査について、学校環境衛生基準に基づき行うこととともに、環境衛生検査の事後措置に係る規定を削除する等の改正を行ったこと。（第1条関係）

（4）学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則について

改正法において、養護教諭その他の職員の行う日常的な健康観察等による児童生徒等の健康状態の把握、必要な指導等が「保健指導」として位置付けられた。また、従来、学校医又は学校歯科医のみが行うものとされてきた「健康相談」は、学校医又は学校歯科医に限らず、学校薬剤師を含め関係教職員が積極的に参画するものと再整理された。これは、近年、メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患等の現代的な健康課題が生ずるなど児童生徒等の心身の健康問題が多様化、深刻化している中、これらの問題に学校が組織的に対応する観点から、特定の教職員に限らず、養護教諭、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、担任教諭など関係教職員各々が有する専門的知見の積極的な活用に努められたいという趣旨である。

これらを踏まえ、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則に「保健指導に従事すること」を追加するとともに、学校薬剤師の職務執行の準則に「健康相談に従事すること」を追加する等の改正を行ったこと。（第22条、第23条及び第24条関係）

（5）その他

改正法における条項移動に伴う整理等の所要の改正を行ったこと。

二 学校給食法施行規則（昭和29年文部省令第24号）の一部改正

改正法における条項移動に伴う整理を行ったこと。

三 その他

学校保健法及び学校給食法の規定を引用している以下の省令について、改正法における条項移動に伴う整理を行ったこと。

- ① 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
- ② 学校保健統計調査規則（昭和27年文部省令第5号）
- ③ 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）
- ④ へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）
- ⑤ 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成16年文部科学省令第28号）
- ⑥ 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）

（参考）文部科学省ホームページアドレス

学校保健法等の一部を改正する法律（概要、法律、新旧対照表、通知、整備政令・省令・告示）（予定）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/08040703.htm

（ホーム>政策について>国会提出法律>第169回国会における文部科学省成立法律）

【本件連絡先】

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課

TEL：03-5253-4111(内線2695)

学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年三月二十五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第五十三号

学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は学校保健法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十三号)の施行に伴い、並びにべき地教育振興法(昭和二十九年法律第二百四十二号)第六条第三項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和二十九年法律第二百六十一号)第五十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(学校保健法施行令の一部改正)

第一条 学校保健法施行令(昭和二十三年政令第二百七十四号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

(学校保健安全法施行令)

第一条第一項中「学校保健法」を「学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)」に、「第四条」を「第十二条」に改め、同条第二項中「就学前」を「就学時」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(学校給食法施行令の一部改正)

第一条第一項中「第十八条第一項」を削り、第九条第一項中「第十八条第一項」を「第十五条第一項」に、「第十七条」を「第二十四条」に改め、同条を第十条とする。

(特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令の一部改正)

第八条の見出しが「要保護者に準ずる程度に困窮している者」に改め、同条第一項中「第十七条第二号」を「第十四条第一項」に改め、「以下「要保護者」という。」を削り、同条を第九条とする。

(第七条の見出しが「感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病」に改め、同条中「第

十七条」を「第二十四条」に改め、「各号」を「第十九条」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条第一項中「第十二条」を「第十九条」に改め、同条第二項中「伝染病」を「感染症」に改め、同条を第八条とする。

第四条の次に次の二条を加える。

(保健所と連絡すべき場合)
第五条 法第十八条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第十九条の規定による出席停止が行われた場合

二 法第二十条の規定による学校の休業を行った場合
第十一条の見出しが「専修学校への準用」に改め、同条中「第六条及び前条」を「から第七条まで」に、「専修学校」を「法第三十二条」に改め、「第六条及び前条」を「から第七条まで」に、「専修学校」を「法第三十二条」において準用する法第二十条」と、「第六条第一項」に、「当該生徒」を「生徒」に改める。

別表中「第九条」を「第十条」に改める。

(学校給食法施行令の一部改正)
第一条 学校給食法施行令(昭和二十九年政令第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第六条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第三条の見出しが「(学校給食の開設に必要な施設又は設備を要する経費に係る国との補助)に改め、同条中「第七条第一項」を「第十二条第一項」に改め、「速やかに」に改める。

第四条第一項中「第五条の二」を「第六条」に改め、「次項及び」を削る。

第七条を第八条とし、第六条の二の見出しが「(学校給食費に係る国との補助)に改め、同条中「第七条第一項」を「第十二条第一項」に改め、「第六条」に改め、「次項及び」を削る。

第七条を第八条とし、第六条の二の見出しが「(学校給食費に係る国との補助)に改め、同条中「第七条第一項」を「第十二条第一項」に改め、「第六条」に改め、「次項及び」を削る。

第七条を第八条とし、第六条の二の見出しが「(学校給食費に係る国との補助)に改め、同条中「第七条第一項」を「第十二条第一項」に改め、「第六条」に改め、「次項及び」を削る。

第七条を第八条とし、第六条の二の見出しが「(学校給食費に係る国との補助)に改め、同条中「第七条第一項」を「第十二条第一項」に改め、「第六条」に改め、「次項及び」を削る。

第七条を第八条とし、第六条の二の見出しが「(学校給食費に係る国との補助)に改め、同条中「第七条第一項」を「第十二条第一項」に改め、「第六条」に改め、「次項及び」を削る。

第七条を第八条とし、第六条の二の見出しが「(学校給食費に係る国との補助)に改め、同条中「第七条第一項」を「第十二条第一項」に改め、「第六条」に改め、「次項及び」を削る。

第七条を第八条とし、第六条の二の見出しが「(学校給食費に係る国との補助)に改め、同条中「第七条第一項」を「第十二条第一項」に改め、「第六条」に改め、「次項及び」を削る。

第七条を第八条とし、第六条の二の見出しが「(学校給食費に係る国との補助)に改め、同条中「第七条第一項」を「第十二条第一項」に改め、「第六条」に改め、「次項及び」を削る。

第七条を第八条とし、第六条の二の見出しが「(学校給食費に係る国との補助)に改め、同条中「第七条第一項」を「第十二条第一項」に改め、「第六条」に改め、「次項及び」を削る。

第一条第一項中「第六条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

(べき地教育振興法施行令の一部改正)

第四条 (べき地教育振興法施行令(昭和二十九年政令第二百十号)の一部を次のように改正する。)

第五条第一項中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第六条第一項」を「第八条」に、「健康診断」を「健康相談」に、「第十三条第一項」に、「健康相談」を「健康診断」と、「第三十二条の規定に基づく学校環境衛生の維持改善を図る」を「第六条第一項及び第三項の規定に基づく環境衛生の維持改善並びに学校給食法(昭和二十九年法律第二百六十号)第九条第一項及び第三項の規定に基づく学校給食の衛生管理の」に改める。

第六条 法第二十条の規定による学校の休業を行った場合

第十一条の見出しが「専修学校への準用」に改め、「第六条及び前条」を「から第七条まで」に、「専修学校」を「法第三十二条」において準用する法第二十条」と、「第六条第一項」に、「当該生徒」を「生徒」に改める。

第七条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百二十一号)第九条第一項及び第三項の規定に基づく学校給食の(地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部を次のように改正する。)

第八条 (公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百一号)第五条第一項第四号)

第九条 第六条次に掲げる政令の規定中「第五条の二」を「第六条」に改める。

一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百一号)第五条第一項第四号

二 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第二百八十八号)別表第一第一第六十六号の三

三 潛戸内海環境保全特別措置法施行令(昭和四十八年政令第三百一十七号)別表第一第一第三

四 文部科学省組織令(平成十二年政令第二百六十一号)第三十五号第五号

(消費税法施行令の一部改正)

第五条 消費税法施行令(昭和六十三年政令第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第六条 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和二十九年政令第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第七条 消費税法施行令(昭和六十三年政令第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第八条 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和二十九年政令第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第九条 消費税法施行令(昭和六十三年政令第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第十条 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和二十九年政令第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第十一 条第一項中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第十七条」を「第二十四条」に改める。

(義務教育費国庫負担法第一条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正)

第八条 義務教育費国庫負担法第一条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令(平成十六年政令第百五十七号)の一部を次のよう改正する。

第一条第四号中「第五条の三」を「第七条」と改め、同条第六号中「第五条の二」を「第六条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。
(地方自治法施行令の一部改正)

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。
別表第一学校保健法施行令(昭和三十三年政令第百七十四号)の項中「学校保健法施行令」を「学校保健安全法施行令」、「第九条第三項」を「第十条第三項」に改める。

文部科学大臣 塩谷立
内閣総理大臣 麻生太郎

○文部科学省令第十一号
学校保健法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十三号)の施行に伴い、並びに学校保健安全法(昭和三十二年法律第五十六号)第二十三条第五項の規定に基づき、及び同法を実施するため、学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令を次のよう^うに定める。
平成二十一年三月二十一日
文部科学大臣 塩谷 立
学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令
(学校保健法施行規則の一部改正)
第一条 学校保健法施行規則(昭和三十二年文部省令第十八号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

第六条第一項中「第六条第一項」を「第十二条第二項」に、「幼兒、兒童、生徒又は学生」を「兒童生徒等」に改め、同条第二項及び第四項中「幼兒、兒童、生徒又は学生」を「兒童生徒等」に改め、同条を第八条とする。

第五条第一項中「第六条第一項」を「第十三条第一項」に、「第一条」を「第三条」に改め、同条第九項中「第八条の二」を「第十一条」に改め、同条を第七条とする。

第四条第一項中「第六条第一項」を「第十三条第二項」に改め、同条第二項第一号中「第五条第六項」を「第七条第六項」に、「第八条の二」を「第十一条」に改め、同項第二号及び第三号中「第五条第六項」を「第七条第六項」に改め、同条を第六条とする。

第三条第一項中「第六条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「第四条第三項第四号」を「第六条第三項第四号」に改め、同条を第五条とする。

第十五条から第十八条までを削る。
第十一条中「第八条第一項」を「第十五条第一項」に、「第八条の」を「第十条の」に改め、同条を第十七条とする。
第十二条第一項中「第八条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第一項中「第九条」を「第十六条」に改め、同条を第十六条とする。
第十二条第一項中「第八条第一項」を「第十五条第一項」に、「第四節様式」を「第一回様式」に改め、同条を第十五条とする。
第十二条第一項中「第八条第一項」を「第十五条第一項」に、「第一条」を「第三条」に改め、同条を第十四条とする。
第十二条第一項中「第八条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第一項及び第三項中「女子職員」を「女性職員」に改め、同条を第十三条とする。
第九条中「第八条第一項」を「第十五条第一項」に、「第三条」を「第五条」に改め、同条を第十三条とする。
第八条の中「第六条」を「第十三条」と、「幼児、児童、生徒又は学生」を「児童生徒等」に改め、第一章第一節中同条を第十二条とする。
第八条中「第六条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第一号及び第二号中「伝染病」を「感染症」に改め、同条を第十二条とする。

染病の予防（第十九条—第二十一条）
環境衛生検査及び安全点検
環境衛生検査（第一十二条）
安全点検（第二十二条）
「第三章」を「第四章」に、「第二十三条—第二十五条」を「第二十二条—第二十四条」に、
「第四章」を「第五章」に、「第二十六条—第二十八条」を「第二十五条—第二十七条」に、「第五章」
雜則（第二十九条）を「第七章 安全点検等（第二十八条—第二十九条）」に改める。
第二章の章名を削る。

学校保健安全法施行規則

第一章第一節の節名中「児童、児童、生徒及び学生」を「児童生徒等」と改める。
第一条中「学校保健法施行令」を「学校保健安全法施行令」に改め、第一章第一節中同条を第四条とする。

第一条中「学校保健法（昭和二十三年法律第五十六号）以下「法」という。」第四条を「法第一」に改め、同条を第三条とする。

第一章を第二章とし、同章の前に次の二章を加える。

(環境衛生検査)

第一条 学校保健安全法（昭和二十三年法律第五十六号）以下「法」という。第五条の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののが、毎学年定期に、法第六条に規定する学校環境衛生基準に基づき行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとする。

(日常における環境衛生)

第一条 学校においては、前条の環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。

第十九条の見出し中「伝染病」を「感染症」に改め、同条第一項中「伝染病の」を「感染症の」に改め、同項第一号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一項第一号」と改め、同項第一号中「麻疹」を「麻しん」と改め、同項第三号及び同条第一項中「伝染病」を「感染症」に改め、同条を第十九条とする。

第二十条中「第五条第一項」を「第六条第一項」に、「前条の伝染病」を「前条の感染症」に改め、同条第一号中「伝染病」を「感染症」に改め、同条第一号中「伝染病」を「感染症」と、「伝染の」を「感染の」に改め、同号ハ中「麻疹」を「風疹」と、「風疹」を「風しん」と改め、同項第七号中「風疹」を「風しん」と、「発」を「発しん」と改め、同号ヘ中「発疹」を「発しん」と改め、同条第三号中「伝染病」を「感染症」と、「伝染の」を「感染の」に改め、同条第四号中「伝染病」を「感染症」と、「かかつておる疑」を「かかつておる疑」と、「伝染の」を「感染の」に改め、同条第五号及び第六号中「伝染病」を「感染症」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条中「第六条」を「第七条」に改め、同条第一項中「伝染病」を「感染症」と、「かかつておる疑」を「かかつておる疑」と、「幼児、児童、生徒又は学生」を「児童生徒等」と改め、同条第三項中「伝染病」を「感染症」に改め、同条第一項中「伝染病」を「感染症」と、「かかつておる疑」を「かかつておる疑」と、「幼児、児童、生徒又は学生」を「児童生徒等」と改め、同条第一項中「伝染病」を「感染症」と、「疑」を「疑」と、「第一章の」を削る。

第二十二条第一項第一号中「学校保健安全計画」を「学校保健計画及び学校安全計画」に改め、同項第一号中「学校環境衛生」を「学校の環境衛生」と、「指導等」を「指導及び設備」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「第四条」を「第十一条」と、「第八条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「第三章」を「第三章第四節」と、「伝染病」を「感染症」と、「指導」と「指導及び設備」に改め、同号を同項第七号とし、同項第六号中「第六条」を「第七条」と、「従事する」と「従事する」と改め、同号を同項第八号とし、同項第三号中「第六条」を「第十二条」と改め、同条第一項中「伝染病」を「感染症」と、「従事する」と「従事する」と改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第六条」を「第十二条」と改め、同号を同項第八号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

三 法第八条の健康相談に従事する」と。
四 法第九条の保健指導に従事する」と。
第五章中第111条を第111条とする。

第二章第一節第一項第一号中「学校保健安全計画」を「学校保健計画及び学校安全計画」に改め、同項第二号を同項第七号とし、同項第五号中「第四条」を「第十一条」と改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を削り、同項第三号中「第七条」を「第十四条」と、「従事し、及び保健指導を行ふ」と、「従事する」とに改め、同号を同項第五号とし、同項第一号中「第六条」を「第十三条」と改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

三 法第九条の保健指導に従事する」と。
四 法第八条の健康相談に従事する」と。

五 法第九条の保健指導に従事する」と。

六 法第九条の保健指導に従事する」と。

同項第一号中「第十一条」と、「第一号」を「第十二条」と改め、同項第三号中「学校環境衛生」を「学校の環境衛生」と、「指導」と、「指導及び設備」に改め、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「指導」と、「指導及び設備」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

三 法第九条の保健指導に従事する」と。

四 法第八条の健康相談に従事する」と。

五 法第九条の保健指導に従事する」と。

六 法第九条の保健指導に従事する」と。

七 法第九条の保健指導に従事する」と。

八 法第九条の保健指導に従事する」と。

九 法第九条の保健指導に従事する」と。

十 法第九条の保健指導に従事する」と。

十一 法第九条の保健指導に従事する」と。

十二 法第九条の保健指導に従事する」と。

十三 法第九条の保健指導に従事する」と。

十四 法第九条の保健指導に従事する」と。

十五 法第九条の保健指導に従事する」と。

十六 法第九条の保健指導に従事する」と。

十七 法第九条の保健指導に従事する」と。

十八 法第九条の保健指導に従事する」と。

十九 法第九条の保健指導に従事する」と。

二十 法第九条の保健指導に従事する」と。

二十一 法第九条の保健指導に従事する」と。

二十二 法第九条の保健指導に従事する」と。

二十三 法第九条の保健指導に従事する」と。

二十四 法第九条の保健指導に従事する」と。

二十五 法第九条の保健指導に従事する」と。

二十六 法第九条の保健指導に従事する」と。

第一章 環境衛生検査等

第一章

第一二号様式及び第二二号様式を削る。

銀即印鑄代「第12條開羅」レ「第15條國際」レレ「回鑄代銀」レ「第3條第1項」レ「第16條第1項」レ「回鑄代銀」レ「第13條第2項」レ「第16條第2項」レ「回鑄代銀」レ「回鑄代銀」レ。

第五号様式を削る。

概要: 昭和40年4月に制定された「学校保健法施行規則」第26条第1項では、「学校保健室の運営に当たる者は、児童生徒の健康状態を定期的に調査し、その結果をもとに保健室の運営にあたる」と規定されています。この規定は、児童生徒の健康状態を把握するための定期的な調査を義務づけたもので、保健室の運営に役立つ情報源として位置づけられています。

保健安全法施行規則第25条第3項「（登下校）の登下校のための通学手段」に該当するものと認定する。

全法施行規則第27条に依る。回送式紙幣切替機による。

全法施行規則第27条」止め、回避する様に規定せらる。

第二条 学校給食法施行規則（昭和十九年文部省令第十四号）の一部を次のように改正する。

**(第三条中「第七条」を「第十二条」に改める
(学校教育法施行規則の一部改正)**

第三条 学校教育法施行規則（昭和十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。
第二十一条第一号ハ中「第五条の三」を「第七条」に、「第五条の二」を「第六条」に改める。

(学校保健統計調査規則の一部改正)

第三条第一項中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、**第八条**を「**第十五条**」に改める。

第五条第二項中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改める。(教育職員免許法施行規則の一部改正)

第五条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第十六号）の一部を次のように改正する。

(べき地教育振興法施行規則の一部改正)

第六条 べき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中、「第五条の二」を「第六条に」に改める。

第七条 奨励教育費国庫負担法第一条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように変更する。

のよつた筋出かぬ。
「おまへは、おまへがおまへだらう。

第三十一条「第五条の二」を「第六条」に改める。

(免許状更新講習規則の一部改正)
第八条 免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「第五条の二」を「第七条」に改める。

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。